

国立大学法人信州大学臨床研究審査委員会の設置について

平成30年4月1日に臨床研究法が施行され、国立大学法人信州大学臨床研究審査委員会が臨床研究法に基づく臨床研究審査委員会として厚生労働省から認定を受けました。委員会の概要は以下のとおりとなります。

1. 開催

原則月1回第1月曜日

2. 国立大学法人信州大学臨床研究審査委員会規程

<https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/regulations/act/frame/frame110001088.htm>

3. 審査料（学内、学外ともに徴収）

臨床研究審査委員会審査料（信州大学諸料金規程に規定）

区分	審査料 (消費税相当額を含む。)
新規(新規申請から定期報告までの審査)	360,000円
継続(定期報告から次の定期報告又は総括報告書の提出までの審査)	121,000円

(注) 「定期報告」及び「総括報告書」の定義は、臨床研究法(平成29年法律第16号)及び臨床研究法施行規則(平成30年2月28日厚生労働省令第17号)に定めるところによる。

(参考) 臨床研究法について（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000163417.html>